

|               |              |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 3        |
|               | 静岡市葵区追手町5番1号 |
|               | 発行所 静岡市役所    |
|               | 編集兼発行人 静岡市長  |
|               | 発行日 毎月1日・随時  |

目 次

条 例

- 静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・ 5

規 則

- 静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市自転車競走競技規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

告 示

- 静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定め  
た告示の一部改正・・ 11
- 子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収  
納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第1号）

児童福祉法の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

---

◇ 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第2号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例中の同法の条項を引用する規定の整理をするため、所要の改正をすることとした。

# 条 例

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第1号

静岡市児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市児童発達支援センター条例（平成15年静岡市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第2号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例の一部を改正する条例

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例（平成16年静岡市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第5条第16項」を「第5条第18項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 規 則

## 静岡市規則第1号

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年6月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童発達支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市児童発達支援センター条例施行規則（平成15年静岡市規則第118号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「第6条の2の2第8項」を「第6条の2の2第9項」に、「第5条第21項」を「第5条第23項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 静岡市規則第2号

静岡市自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和元年6月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

## 静岡市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

静岡市自転車競走競技規則（平成15年静岡市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「内側追抜き等」を「内側差込み等」に改める。

第25条第1号中「後に、適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められる」を削る。

第28条中「のバック・ストレッチ・ライン」を「に入るホーム・ストレッチ・ライン」に、「追い抜て」を「追い抜いて」に改め、同条後段を削る。

第39条第1項第2号中「第13条第1項及び第17条から第19条までの規定（これらの規定を準用する場合を含む。）」を「第17条、第18条、第19条第1項及び第28条の規定」に改め、同条第2項中「第14条から第16条の2、第28条」を「第13条から第16条の2まで」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



告 示

## 静岡市告示第76号

静岡市子ども・若者支援地域協議会設置要綱（平成25年静岡市告示第473号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月21日

静岡市長 田 辺 信 宏

別表を次のように改める。

## 別表（第3条関係）

静岡少年鑑別所、静岡公共職業安定所、清水公共職業安定所、静岡地域若者サポートステーション、静岡県警察本部生活安全部少年サポートセンター、静岡県立静岡中央高等学校、静岡市（保健福祉長寿局健康福祉部障害福祉企画課、保健福祉長寿局保健衛生医療部こころの健康センター、子ども未来局青少年育成課、子ども未来局子ども家庭課及び経済局商工部商業労政課）、静岡市保健所（精神保健福祉課）、静岡市児童相談所、静岡市教育委員会事務局（教育局児童生徒支援課）、静岡市発達障害者支援センター、静岡市ひきこもり地域支援センター及び静岡市校長会並びに学識経験者で市長が必要があると認めるもの

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 静岡市告示第115号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

|  |                    |
|--|--------------------|
| 生涯学習交流館使用料(静岡市辻生涯学習交流館、静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務 | 清水区生涯学習交流館運営協議会理事長 |
|--|--------------------|

を

」

|   |                    |
|---|--------------------|
| 生涯学習交流館使用料(静岡市江尻生涯学習交流館、静岡市入江生涯学習交流館、静岡市浜田生涯学習交流館、静岡市岡生涯学 | 清水区生涯学習交流館運営協議会理事長 |
|---|--------------------|

習交流館、静岡市船越生涯学習交流館、静岡市清水生涯学習交流館、静岡市不二見生涯学習交流館、静岡市駒越生涯学習交流館、静岡市折戸生涯学習交流館、静岡市三保生涯学習交流館、静岡市飯田生涯学習交流館、静岡市高部生涯学習交流館、静岡市有度生涯学習交流館、静岡市袖師生涯学習交流館、静岡市庵原生涯学習交流館、静岡市興津生涯学習交流館、静岡市小島生涯学習交流館、静岡市両河内生涯学習交流館、静岡市蒲原生涯学習交流館及び静岡市由比生涯学習交流館)の徴収事務

に

改める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

## 静岡市告示第160号

子ども・子育て支援法附則第6条第5項の規定による保育費用のうち市長が定める額の収納の事務の委託を定めた告示（平成28年静岡市告示第228号）の一部を次のように改正する。

令和元年6月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 水落保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務  | 社会福祉法人エミリー理事長 |
| 螢ヶ丘保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務 | 社会福祉法人夢殿会理事長  |

を

」

「

|                            |               |
|----------------------------|---------------|
| 水落保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務 | 社会福祉法人エミリー理事長 |
|----------------------------|---------------|

に、

」

「

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| いさみ保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務 | 社会福祉法人井宮北福社会理事長 |
| 麻華保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務  | 社会福祉法人柳原福社会理事長  |

を

」

「

|                             |                 |
|-----------------------------|-----------------|
| いさみ保育園の保育費用のうち市長が定める額の収納の事務 | 社会福祉法人井宮北福社会理事長 |
|-----------------------------|-----------------|

に

」

改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。